

奈良県教育委員会

# 週報

第2266号

平成29年3月16日発行

## 目 次

( 件 名 )	(宛 先)	(主管課)	(頁)
平成29年度週報の発行について	各市町村教委教育長 各学校(園)長 学校以外の各県立教育機関の長 県教委事務局各課(室・所)長	企画管理室	1
平成29年度奈良県高等学校等奨学金(修学支援・育成奨学金)の募集について	各市町村教委教育長 各高等学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校支援課	3
平成29年度初任者研修講座、新規採用養護教諭研修講座、新規採用栄養教諭研修講座、新規採用学校事務職員研修講座、新規採用実習助手研修講座の開催について	各市町村教委教育長 各公立学校長	教育研究所	7

(次の週報は、平成29年4月6日(木)発行の予定です。)

教企第282号

平成29年3月16日

各市町村教委教育長  
各学校（園）長  
学校以外の各県立教育機関の長  
県教委事務局各課（室・所）長

殿

奈良県教育委員会事務局企画管理室長

### 平成29年度週報の発行について（通知）

このことについて、奈良県教育委員会週報発行規程（昭和33年12月奈良県教育委員会教育長訓令甲第1号）第3条に基づき平成29年度の週報の発行日を別紙「平成29年度週報発行予定表」のとおり定めたので通知します。

(別紙)

## 平成29年度週報発行予定表

月	週報発行日		
4月	6日(木)	13日(木)	20日(木)
5月	11日(木)	25日(木)	
6月	8日(木)	22日(木)	
7月	6日(木)		
8月	3日(木)	31日(木)	
9月	14日(木)	28日(木)	
10月	12日(木)	26日(木)	
11月	9日(木)	<u>22日(水)</u>	
12月	7日(木)	21日(木)	
1月	11日(木)	25日(木)	
2月	8日(木)	22日(木)	
3月	8日(木)	22日(木)	

※週報は、原則隔週木曜日発行とします（アンダーラインは水曜日）。

平成29年3月16日

各市町村教委教育長  
各高等学校長  
各中等教育学校長  
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

## 平成29年度奈良県高等学校等奨学金（修学支援・育成奨学金）の募集 について（通知）

「修学支援奨学金」、「育成奨学金」について、下記により平成29年度の募集を行いますので、生徒への周知及び申請について特段の御配慮をお願いします。

### 記

1 募集概要

別紙のとおり

2 受付期間

**平成29年4月10日（月）～平成29年5月12日（金）（必着）**

3 募集人数

600名程度

4 その他

申請者には「奈良県高等学校等奨学金貸与申請書」等申請関係書類一式（※）の配布をお願いします。

※ 奨学金の概要・各種様式・記入例については、平成29年4月7日（金）に実施する奨学金貸与説明会で説明し、「申請の手引き」及び申請書類一式を配布します。

5 問合せ先

奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-9859

FAX 0742-27-2985

## 奈良県高等学校等奨学金の募集について

### I 募集概要

\* 詳細については、平成29年4月7日(金)実施の貸与説明会にて配布する奈良県高等学校等奨学金「申請の手引き(平成29年4月版)」をご覧ください。

#### 1 申込資格 (現在貸与中の者は申込みができません。)

##### (1) 修学支援奨学金 (全学年対象)

- ① 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は高等専門学校に在学している者
- ② 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している者
- ③ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められる者
- ④ 経済的理由により、著しく修学が困難と認められる者
- ⑤ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者

(注1) ④について：世帯全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍以内であること

##### (2) 育成奨学金 (全学年対象)

- ① 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)又は専修学校の高等課程(規則に定めるものに限る。)に在学している者
- ② 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している者
- ③ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる者
- ④ 経済的理由により、修学が困難と認められる者
- ⑤ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者

(注2) ①について：特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による経費の支給を受けている者へは貸与できません。

③について：学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.0以上であること。  
(5段階評価、小数第2位四捨五入)

高等学校等第1学年の在学申請においては、中学校の全教科の評定平均値又は高等学校等の1学期中間考査終了時の評定平均値とします。

ただし、中学校の評定平均値は、中学校第3学年時又は中学校第1学年から中学校第3学年までの全教科の評定平均値のいずれかとします。

高等学校等第2学年、第3学年の在学申請においては、高等学校における前年又は前年と前々年の全履修科目の評定平均値とします。

④について：世帯全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍(特に意欲があると認められる場合にあつては、予算の範囲内で3.0倍)以内であること。

## 2 申込み及び決定

### (1) 申込みの提出書類

**奈良県高等学校等奨学金「申請の手引き(平成29年4月版)」と共に配布する様式集に記載のものを複写してご利用ください。奈良県教育委員会学校支援課のHPに、様式・記入例を記載しています。**

#### ◎新規申請（在学）

奨学金の申込みのために用意していただく書類は、次のとおりです。

- ① 貸与申請者一覧表（新規申請者用）
- ② 奨学金貸与申請書〔第1号様式〕
- ③ 在学校の校長の推薦書
- ④ 市町村長発行の課税証明書等（扶養人数、所得金額、課税金額、社会保険料等の控除金額、非課税の場合非課税理由の記載されたもの。原則として世帯全員分が必要ですが、被扶養者であることが課税証明書等で確認できる方は不要。）

**\* 今回の申請では、平成28年度課税証明書が必要です。**

- ⑤ 住民票謄本（世帯全員）  
（記載事項欄の省略のないもの。ただし、本籍地・マイナンバーは必要ありません。）
- ⑥ 連帯借受人の印鑑登録証明書（最近3か月以内に発行されたもの）
- ⑦ 請求書（前後期分）
- ⑧ 口座振替申出書（通帳のコピーを添付）
- ⑨ 借用証書
- ⑩ 申請印確認票

### (2) 書類の経由

教育長に提出する書類は、各学校の校長を経由してください。

### (3) 決定通知

奨学金貸与申請に係る審査の結果については、各学校を通して通知します。（平成29年7月中旬予定）

### 3 貸与月額

区 分		奨 学 金 の 額		
		自 宅	自宅外加算 ( 5, 0 0 0 円)	へき地加算 (1 2, 0 0 0 円)
生活保護法の高等学校 等就学費の給付を受け ている者	国・公立	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	—
	私 立	1 7, 0 0 0 円	2 2, 0 0 0 円	—
その他の者	国・公立	1 8, 0 0 0 円	2 3, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円
	私 立	3 0, 0 0 0 円	3 5, 0 0 0 円	4 2, 0 0 0 円

- ※ へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校（小学校に限る。）の通学区域に居住する生徒に対しては、希望すればへき地加算金月額1万2千円を加算して貸与できます。
- ※ へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校（小学校に限る。）の通学区域に居住する生徒で、生活福祉資金の修学資金の貸与を受けている場合は、へき地加算金月額1万2千円を貸与できます。
- ※ 申請時と状況が変わり貸与額が変更になる場合は、その旨を授業料奨学金係に連絡し、貸与月額変更事由発生届を提出してください。



各市町村教委教育長 }  
各公立学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成 2 9 年度初任者研修講座、新規採用養護教諭研修講座、  
新規採用栄養教諭研修講座、新規採用学校事務職員研修講座、  
新規採用実習助手研修講座の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教職員の参加についてよろしくお願  
い  
します。

記

1 趣 旨

新規採用教職員として必要な基本的事項と実践上の課題について研修する。

2 期 日

平成 2 9 年 4 月 3 日（月）

3 会 場

県立郡山高等学校 大和郡山市城内町 1 - 2 6

4 参加対象者

平成 2 9 年度奈良県公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員として新規に  
採用された者

5 講 師

奈良県教育委員会	教 育 長
奈良県教育委員会事務局	教育振興大綱推進課長(案)
奈良県教育委員会事務局	福 利 課 長
奈良県教育委員会事務局	教 職 員 課 長
奈良県教育委員会事務局	学 校 教 育 課 長
奈良県教育委員会事務局	人 権 ・ 地 域 教 育 課 長

## 6 研修内容及び日程

期日	時間	番 号	内 容	方 法	講 師 等
4 月 3 日 (月)	9:25 ~9:55		受付		
	10:00~10:15	1	新規採用教職員研修を始めるに当たって	説 明	指 導 主 事 事 務 指 導 員
	10:30~10:45	2	教職員の福利厚生	講 義	福 利 課 長
	10:45~11:00	3	教職員の服務	講 義	教 職 員 課 長
	11:00~11:15	4	人権教育の在り方	講 義	人 権 ・ 地 域 教 育 課 長
	11:15~11:30	5	新しい学習指導要領について	講 義	学 校 教 育 課 長
	11:30~11:45	6	学校教育の充実のために	講 義	教 育 振 興 大 綱 推 進 課 長 (案)
	11:45~12:45		昼食・休憩		
	12:45~13:00		(辞令交付)		
	13:00~13:40	7	新任教職員に期待するもの	講 話	教 育 長

## 7 旅 費

教育研究所負担とする。小・中学校の旅費請求については、後日、初任者研修事務担当者連絡会にて説明する。県立学校へは、後日、学校へ配当する。

## 8 持ち物

教職員のための研修ハンドブック、印鑑、筆記用具、上履き、下靴を入れる袋、昼食

## 9 その他

- (1) 奈良市との共催講座は、4月3日の本講座のみとする。
- (2) 受講に当たっては、公共交通機関を利用すること。
- (3) 昼食は必ず持参すること（昼食・休憩時は外出不可）。

## 10 問合せ先

県立教育研究所 教育経営部

TEL 0744-33-8905